

# 業 務 契 約 書

- 1 業 務 の 名 称 花巻空港ターミナルビル増築棟空調設備修繕
- 2 履 行 期 間 契約の翌日から令和7年11月28日まで
- 3 履 行 場 所 花巻市東宮野目地内
- 4 業 務 料 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金 金 円

岩手県（以下、「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下、「受注者」という。）とは、上記の業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

## （総則）

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務料を支払うものとする。

## （実施に関する指示）

- 第2条** 発注者は、その意図する成果物を完成させるために、受注者に対し、業務の履行に関して、その作業に立ち会い又は必要な事項を指示することができる。
- 2 受注者は、業務の履行に関し、必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。

## （業務工程表の提出）

- 第3条** 受注者は、この契約締結後7日以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

## （契約保証金）

- 第4条** 受注者は、この契約と同時に、契約保証金として業務料の100分の10以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## （権利義務の譲渡等）

- 第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、その限りでない。

## （一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条** 受注者は、業務の全部又はその一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の主たる部分以外については、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

#### (仕様の変更、中止等)

**第7条** 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の仕様及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (履行期間の延長)

**第8条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求できる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要と認められる場合は履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行延期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

#### (一般的損害)

**第9条** 成果物の引き渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

**第10条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

#### (検査及び引渡し)

**第11条** 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けた場合は、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。

#### (業務料の支払)

**第12条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務料を支払わなければならない。

#### (前金払)

**第13条** 発注者は、必要があると認められる場合は、業務料の10分の3.5以内を前金払することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日

以内に業務料を支払わなければならない。

### (瑕疵担保)

**第14条** 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第11条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

### (履行遅滞の場合における損害金等)

**第15条** 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### (発注者の解除権)

**第16条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第12条第1項以外の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### （発注者の任意解除権）

**第17条** 発注者は、前条に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （受注者の解除権）

**第18条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により仕様書を変更したため業務料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

#### （契約解除に伴う業務料の返還）

**第19条** 受注者は、第16条第1項各号及び第17条第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに業務料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、業務料を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により業務料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率2.5パーセントの割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

#### （損害賠償金）

**第20条** 受注者は、第16条第1項各号及び第17条第1項の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、第18条第1項の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各項の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

#### （不当介入に対する措置）

**第 21 条** 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

**(秘密の保持)**

**第 22 条** 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

**(補足)**

**第 23 条** この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名押印し、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県 契約担当者  
花巻空港事務所長 千葉 信英 印

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印